

申請にあたっての留意事項

民間国際交流団体活動推進支援助成金交付要綱とあわせて、以下の点にご留意のうえ、申請くださるようお願いいたします。

1 対象団体について（要綱第2条）

事業の採択にあたっては、次の団体を優先します。

- (1)初めて申請する団体
- (2)新規事業を実施する団体

2 対象事業について（要綱第3条）

次の事業を優先します。

- (1)地域社会への波及効果が大きく見込まれる事業
- (2)先導的・モデル的な新しい取り組みの事業

3 対象経費について（要綱第4条）

(1)第4条第2項②については、受益者が負担すべき食糧費は対象外となりますが、調理作業を伴う食文化交流等における食材費は対象となります。

(2)申請事業に係る適当な事務費（事業のための会議費、通信費、消耗品費等）も対象となります。

4 審査について（要綱第8条）

審査により助成申請額を減額査定することがあります。

5 助成金の交付について（要綱第9条）

同一事業に対し行政や他団体からも助成を受ける場合には、総事業費の超過分については調整いたします。

6 実績報告について（要綱第11条）

実績報告の際は、対象経費の支出が分かる領収書のコピーの提出をお願いします。助成対象事業の完了した日から30日以内若しくは4月20日のいずれか早い日までに報告として下さい。

7 その他

各様式にそって書類を提出いただく際、記入漏れがあるケースが多く見られます。手続きが遅れる場合がありますので、漏れのないようにご記入ください。

8 お問い合わせ先・書類提出先

(公財) 山形県国際交流協会

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル2階

Tel : 023-647-2560 Fax : 023-646-8860 E-mail : info@airyamagata.org